

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあつては同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの</p> <p>ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであつて、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあつては同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの</p> <p>イ 市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの</p> <p>ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであつて、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p><u>エ 兵庫県知事が指定する新型コロナウイルス対策関連基金への寄附金</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

三田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第151条 省略 付 則</p>	<p>第1条～第151条 省略 付 則</p>

第1条～第24条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付 則(令和2年三田市条例第35号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第1条中三田市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに同条例付則第10条の2第18項の改正規定(「附則第62条」を「附則第64条」に改める部分に限る。)並びに同条例付則に1条を加える改正規定並びに第2条中同条例付則第10条の改正規定並びに次条並びに付則第3条の規定
令和3年1月1日

(3)～(5) 省略

第2条～第7条 省略

第1条～第24条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)で知事が指定したものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

付 則(令和2年三田市条例第35号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第1条中三田市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに同条例付則第10条の2第18項の改正規定(「附則第62条」を「附則第64条」に改める部分に限る。)並びに同条例付則に2条を加える改正規定並びに第2条中同条例付則第10条の改正規定並びに次条並びに付則第3条の規定
令和3年1月1日

(3)～(5) 省略

第2条～第7条 省略